

沖縄市在住の  
保護者さまへ

令和8年度

# 沖縄市学校給食費助成のお知らせ (第3子助成金)



条件は・・・

- ◆沖縄市在住であること。
- ◆同一世帯※の 沖縄市立小中学校に在籍する児童生徒の内、第3子以降の児童生徒が対象。
- ◆生活保護、準要保護を受給していないこと。

※「同一世帯」とは同じ住所（住民登録）で生計を共にしている世帯をいいます。家族であっても住所が異なっている場合は「別世帯」となります。

※ 認定後、年度途中で上記の条件を満たさなくなった場合は、助成金の認定取消となり、保護者負担となります。

必要なもの

- ◆申請書兼委任状兼誓約書、1枚  
(学校事務室または給食センターホームページで配布しています。住所、お名前、生年月日等、簡単な内容です。)  
※「助成の交付対象でない在学児童生徒の学校給食費を滞納しないこと」を誓約していただきます。
- ◆提出先：第3子の在学する学校事務室



令和8年度の申請よりオンラインで申請ができるようになりました！  
【下記二次元コードより申請ください】



※オンラインで申請された方は「申請書兼委任状兼誓約書」の提出は不要です。

**受付期間：令和8年3月2日(月)～令和9年2月10日(水)**

**注目!**

**当初受付期間：令和8年3月2日(月)～4月30日(木)**

この期間に申請されると、4月分の給食費から助成されます。

5月1日以降に申請された場合は提出した日の翌月からの助成となり、助成期間が短くなりますので、この期間に申請されることをおすすめします！

**◆申請は毎年度必要です。**

(令和7年度に申請した方も再度申請してください。)

- ◇3～4月に申請された方の認定結果は、7月上旬頃、申請者へ通知致します。
- ◇5月以降の申請は、申請受付日の翌月からの認定となります。
- ◇助成金は、給食センターに直接振り込まれます。

申請漏れの無いよう  
にお願いします。

-お問合せ-  
沖縄市立学校給食センター

☎ 098-929-4776

～ 対象となる場合、ならない場合 ～

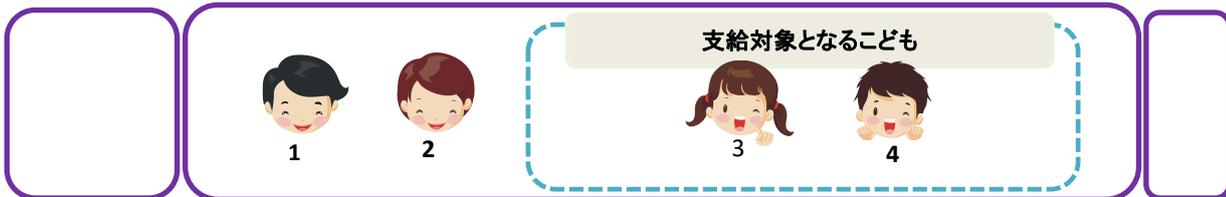
◎ 対象となる例

例① 沖縄市立小・中学校に通う児童生徒の内、3人目以降の子

高校等

沖縄市立小・中学校に在学

幼



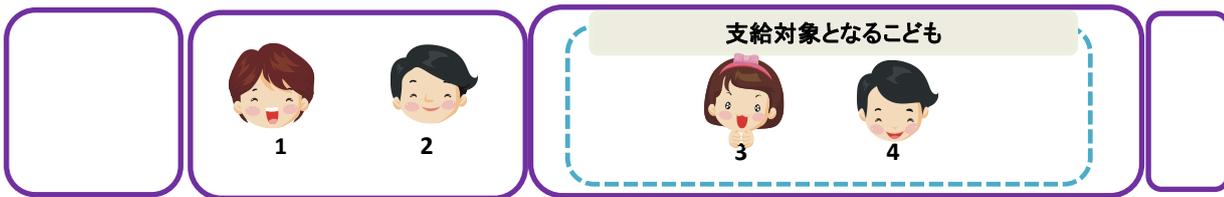
例② 1、2番目の児童生徒が特別支援学校や私立学校等に通っていても  
3人目以降の子が沖縄市立小・中学校に通っている場合は対象

高校等

特別支援学校又は私立学校等

沖縄市立小・中学校に在学

幼



× 対象とならない例

例③④ 小・中学校に通う児童生徒以外の子を含めて3人の場合

③ 高校等

小・中学校に在学

幼



④ 高校等

小・中学校に在学

幼

